

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
1	大津市	住宅取得費・改修費等補助	大津市定住促進リフォーム補助金	市外からの転入者がリフォーム工事を行う場合、または、市外の子世帯が市内の親世帯と同居する際のリフォーム工事について、その経費の一部を補助する事業	住宅課 空家対策推進室	077-528-2899
2	彦根市	住宅取得費・改修費等補助	彦根市移住促進住宅取得費補助金事業	彦根市へ移住するために、住宅を取得される18歳以下の子が2人以上いる世帯もしくは三世代同居の方の経済的な負担を軽減するため、住宅取得費用を補助。 ●補助額 住宅取得費の10%(上限50万円) ※45歳以下の周辺市町外からの移住者で、売買/工事請負契約前に事前相談を受けている方などの補助金交付の条件有。詳細は別途要確認。	企画課	0749-30-6101
3			「ひこねで暮らそう」リフォーム事業	市内業者(市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工業者)を利用し、市内で住宅の改修等をした場合に、その経費の一部を助成。 ●助成額 助成対象工事経費の10%(上限10万円) ※移住・新婚・子育て・三世代同居の世帯が対象。詳細は別途要確認。	地域経済振興課	0749-30-6119
4			彦根市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金	市外から移住する中学生までの子どもがいる世帯が、彦根市空き家バンクを通じて購入した空き家に居住する場合、住宅改修費用の一部を補助。 ●補助額 対象経費の2/3、限度額200万円	建築住宅課	0749-30-6123
5		空き家バンク	彦根市空き家バンク	彦根市に所在する空き家を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方をマッチングする制度。 彦根市と、彦根商工会議所の会員で構成する彦根異業種交流研究会町屋活用委員会が協定を締結し、連携して運営。	彦根市空き家バンク事務局 建築住宅課	0749-23-2123 0749-30-6123

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
6	長浜市	住宅取得費・改修費等補助	長浜市定住住宅改修促進事業	長浜市に転入または長浜市内で転居した者が居住のために取得した戸建ての中古住宅等の改修にかかる工事費の一部を助成。 ●助成額 対象工事費の10%(上限20万円) ※以下の世帯に属する方は、次の助成金が加算。 ・18歳未満のお子様を扶養する子育て世帯 対象工事費の3.5%に相当する額(上限40万円)を加算 ・65歳以上の親族と同居される世帯 対象工事費の3.5%に相当する額(上限40万円)を加算	住宅課	0749-65-6533
7			長浜市空き家流通・活用促進事業	空き家所有者に対して戸建て住宅で補助金交付年度内に売買又は賃貸借契約が成立する空き家の改修や家財処分に要する経費の一部を助成。 ●助成額 (1)空き家改修工事 対象工事費の10分の1(上限20万円) (2)家財処分事業 対象事業費の3分の1(上限10万円)	住宅課	0749-65-6533
8		住宅取得費・改修費等補助	まちなか居住推進事業	まちなか*で空き家を活用される場合に助成金を交付。 *まちなか…第2期長浜市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地エリアのうち、まちなか住居推進重点区域をいう。 ■まちなか空き家再生促進助成金 まちなかにおいて、ながはま住宅再生バンクに登録された空き家を、自ら居住するために購入又は賃借し、当該空き家において外部又は内部の改修工事を行う場合に助成金を交付。 ●助成額 対象経費の10%(上限30万円) ※以下の要件に該当する場合は最大230万円助成。 ・空き家の再生のために平成26年4月1日以降に建物および敷地の所有権または建物の所有権および敷地の借地権を新たに取得する場合:対象経費の7%(上限100万円) ・認定町家(長浜町屋再生バンクに登録された空き家の中で町家認定ガイドラインの基準を満たし、町家として登録されたもの)を再生する場合:対象経費の3.5%(上限50万円) ・子育て世帯の場合:対象経費の3.5%(上限50万円)	商工振興課 長浜駅周辺まちなか活性化室	0749-65-6545
9		空き家バンク	空き家バンクの運営	長浜市空き家情報バンクを通じ、市内の空き家に関する情報提供を行い、空き家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行う。	長浜市移住定住促進協議会	0749-50-1019

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
10	長浜市	住宅借り上げ補助	保育士等宿舍居住支援事業補助金	長浜市外から転入し、長浜市内の保育施設等に就業された場合に、本人、もしくは宿舍を借り上げた法人等に対し家賃・宿舍借上費を助成 ●補助内容 ・毎月の賃料・共益費の3/4を補助(上限 42,000円/月) ●補助期間 ・令和5年3月31日まで	教育委員会事務局幼児課	0749-65-8607
11	近江八幡市	空き家バンク	近江八幡市空き家情報バンク	近江八幡市内全域を対象とした空き家情報バンク制度。近江八幡商工会議所・安土町商工会と協定を締結し、空き家の利活用を促進する。空き家の売買・賃貸を希望する利活用者に対して空き家に関する情報提供を行い、希望者とのマッチングを行う。	商工労政課	0748-36-5517
12	草津市	空き家バンク	空き家対策事業	草津市空き家情報バンクを通じ、市内の空き家に関する情報提供を行い、空き家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行う。	建築課	077-561-2378
13	守山市	空き家バンク	守山市空き家情報バンク	守山市空き家情報バンクを通じ、空き家をお持ちの所有者と空き家の利用を希望される利用者のマッチングを行う。市内に点在する空き家の有効活用を通じて、良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を図る。	企画政策課	077-582-1162
14	守山市	住宅取得費・改修費等補助	守山市三世代同居促進事業補助金	核家族や共働き夫婦が増える中において、子育て環境の充実や高齢者支援など、家族が互いに助け合い、深い絆に育まれながら安心して過ごせる住環境を形成し、本市への定住を促進するため、新たに親、子および孫世帯が三世代で同居することを目的とした住宅の新築、改修、購入等を行う者に対して補助を行う。 ●補助額 補助対象経費の1/3(上限30万円) ●要件 補助対象者および補助対象者と三世代同居を行う者のいずれかが補助金の交付の申請を行う日前1年以上継続して市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されていること、などの要件あり。詳しくは、市企画政策課へお問合せください。	企画政策課	077-582-1162

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
15	守山市	住宅・店舗改修助成制度	住宅・店舗改修助成金	新型コロナウイルス感染症の長期化による市内経済への影響緩和、地域経済の活性化および個人消費の拡大を目的とし、住宅・店舗改修工事を行った住宅・店舗の所有者等に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。 ●補助額 助成対象工事費50万円以上に対し補助率10%(上限30万円) ●要件 施工業者が「市内に本社または本店を有する法人」または「市内に事業所を有する個人」を利用して工事を施工すること、などの要件あり。詳しくは、市商工観光課へお問合せください。	商工観光課	077-582-1131
16	栗東市	空き家バンク	りっとう空き家バンク	栗東市内全域を対象とした空き家バンクを通じ、市内の空き家に関する情報提供を行い、所有者の想いと栗東で暮らしを希望する方の想いをマッチングサポートする。	住宅課	077-551-0347
17		住宅取得費・改修費等補助	栗東市子育て世帯空き家リノベーション事業	中学生以下の子どもがいる世帯が、りっとう空き家バンクを通じて取得する場合に、改修費の一部を補助。(賃貸借物件は対象外) ●補助額 ・対象事業費の2/3、限度額200万円	住宅課	077-551-0347
18	甲賀市	住宅取得費・改修費等補助	空き家活用リフォーム促進事業	甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の個人所有者および居住、店舗利用目的で空き家を購入又は借用する個人が行うリフォーム工事に対し補助。 ●補助額 補助率50%(上限50万円) ※ 中学生以下の子どもが同居しているターン世帯は限度額を100万円引き上げ、Uターン世帯は限度額を50万円引き上げ ※ びわ湖材利用の場合は上限60万円	商工労政課	0748-69-2188
19			三世代同居・近居定住促進リフォーム事業	市外および市内在住の子育て世帯が、甲賀市内において親と同居又は近居するために行う住宅リフォーム工事に対し補助。 ●補助額 対象経費の20%(上限30万円) ※びわ湖材利用の場合は上限40万円 ※中学生以下の子どもが同居しているターン世帯は限度額を100万円引き上げ、Uターン世帯は限度額を50万円引き上げ	商工労政課	0748-69-2188

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
20	甲賀市	住宅取得費・改修費等補助	子育て応援・定住促進リフォーム事業	人口の増加および移住定住を促進し地域の活性化を図るため、自己所有する住宅のリフォーム工事を行う者に対し、補助。 ●補助額(対象経費の20%) ・中学生以下の子供がいる世帯 (上限20万円、びわ湖材利用時は上限30万円) ・75歳以上の高齢者がいる世帯 (上限10万円、びわ湖材利用時は上限20万円) ・障害を持つ方がいる世帯 (上限10万円、びわ湖材利用時は上限20万円) ・上記に該当しない世帯 (上限10万円、びわ湖材利用時は上限20万円) ※中学生以下の子どもが同居しているターン世帯は限度額を100万円引き上げ、Uターン世帯は限度額を50万円引き上げ	商工労政課	0748-69-2188
21		空き家バンク	甲賀市空き家バンク	空き家のマッチングを行うシステム。一般市場に流れにくい民家を中心に扱っている。地域の行事等を事前に説明することと、参加宅建業者による仲介が入ることで、賃借、購入後のトラブルを防ぐ。	住宅建築課	0748-69-2214
22		家賃補助	甲賀市民間賃貸住宅家賃補助事業	住宅困窮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅に入居する者に対し家賃の一部を補助する。 ●補助額 家賃の1/2(上限2万円)	住宅建築課	0748-69-2212
23	湖南市	空き家バンク	湖南市空き家サポートセンター あきやナクス	あきやナクスは、【空き家所有者の困り事サポート】【空き家の利活用】【空き家の発生予防】の3つから構成されています。所有者さんの困り事へのフォロー、空き家バンク、空き家にしないための勉強会など、空き家問題に総合的に向き合い、一つでも多くの空き家をなくせるよう取り組んでいます。	土木建設課 住宅室	0748-71-2349
24	高島市	空き家バンク	高島市空き家紹介システム	空き家をお持ちの方と、高島市に移住・定住をお考えの方に登録していただき、双方にとってよりよいマッチングを提案し、移住・定住につなげる。	市民協働課定住推進室	0740-25-8526
25		住宅取得費・改修費等補助	定住住宅リフォーム補助	UIターン者が行うリフォーム工事に対する補助。 ●対象者 高島市へ移住・Uターンしようとする方で、転入後3年を経過しない方 ●補助額 ・40歳以上で小学校6年生までの子を扶養していない方 対象経費の1/8(上限25万円) ・上記以外の方 対象経費の1/4(上限50万円) ※地域通貨アイカで5年間分割均等払い。	市民協働課定住推進室	0740-25-8526

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
26	高島市	住宅取得費・改修費等補助	高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金	空き家を取得した子育て世帯が行うリフォーム工事に対する補助 ●要件等 ・中学校3年生までの子どもがいる世帯 ・高島市空き家紹介システムを通じて取得した住宅であること。 ・リノベーション後に当該空き家が耐震基準を満たしていること ●補助額 ・補助率2/3、限度額200万円	市民協働課定住推進室	0740-25-8526
27	東近江市	住宅取得費・改修費等補助	住まいる事業補助金(市民子育て住宅取得事業)	令和2年1月1日時点で東近江市に住民票を置いており、0歳から中学校修了前の子どもがいる世帯が住宅を取得される場合に取得費の一部を地域商品券で補助。(申請者は40歳未満であること。) ●補助額 対象経費の1/5(上限20万円)	住宅課	0748-24-5669
28			住まいる事業補助金(ウターン者住宅取得事業)	東近江市外から転入してくる世帯で、過去に東近江市内に居住していた又は父母若しくは祖父母が東近江市内に居住している世帯が住宅を取得される場合に取得費の一部を地域商品券で補助。 ●補助額 対象経費の1/5(上限20万円)	住宅課	0748-24-5669
29			住まいる事業補助金(市民結婚新生活支援事業)	令和2年1月1日以降に婚姻届が受理され婚姻日の年齢がいずれも34歳以下で、世帯所得が340万円未満の世帯が住宅を取得される場合に取得費の一部を補助。 ●補助額 対象経費の10/10(上限20万円)	住宅課	0748-24-5669
30			住まいる事業補助金(空き家改修事業)	東近江市外から転入してくる世帯で、東近江市空き家バンクを活用して住宅を購入又は賃借し、その住宅を改修して居住する場合に住宅の改修費の一部を補助。 ●補助額 対象経費の2/3(上限50万円)	住宅課	0748-24-5669

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
31	東近江市	住宅取得費・改修費等補助	住まいる事業補助金(子育て空家改修事業)	東近江市外から転入してくる世帯で、かつ、0歳から中学校修了前の子どもがいる世帯が東近江市空き家バンクを活用して住宅を購入し、その住宅を改修して居住する場合に住宅の改修費の一部を補助。 ●補助額 対象経費の2/3(上限100万円)	住宅課	0748-24-5669
32		住宅取得費・改修費等補助	住まいる事業補助金(市民定住住宅リフォーム事業)	自己所有の住宅を東近江市内の施工業者を利用して改修される場合に改修費の一部を地域商品券で補助。 ●補助額 対象経費の1/10(上限15万円)	住宅課	0748-24-5669
33		空き家バンク	空き家バンク	東近江市内の空き家を所有されている方と、空き家を活用したい方をマッチングする仕組。 東近江市と東近江市内で空き家の活用等に取り組む一般社団法人東近江住まいるバンクが連携して運営。	住宅課	0748-24-5669
34	米原市	空き家バンク	米原市空家バンク	米原市内の空家を所有されている方と、空家を使いたい方がマッチングできる仕組。 米原市と米原市内で空き家の活用等に取り組むまいばら空き家対策研究会が連携して運営。	米原近江地域協働課	0749-52-6623

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
35	米原市	住宅取得費・改修費等補助	びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金	市内事業者による100万円以上の住宅または空家のリフォーム工事を行う場合、一部を補助。 《住宅リフォーム事業》 ●補助額 ・対象経費の1/10(上限10万円) ・加算①5万円:転入者、三世代同居・近居、子育て世帯のいずれかに該当 ・加算②5万円:太陽光発電システム設置等の創エネ改修を行う場合 《空家リフォーム事業》 ●補助額 ・対象経費の2/3(上限100万円) ●要件等 ・空家バンクを通じて、取得または賃貸した空家 《空家リフォーム事業(子育て世帯)》 ●補助額 ・対象経費の2/3(上限200万円) ●要件等 ・空家バンクを通じて、取得した空家 ・義務教育終了前の子がいる世帯 ・リフォーム後に、耐震基準を満たしていること	米原近江地域協働課	0749-52-6623
36	日野町	空き家バンク	空き家・空き地情報登録制度	日野町空き家・空き地情報登録制度に登録された「空き家・空き地物件」を、日野町に住もうと考え登録されている「利用希望者」に紹介。	企画振興課 企画人権担当	0748-52-6552
37		住宅取得費・改修費等補助	住宅リフォーム促進事業	日野町内で自らが所有し、居住している住宅について、町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合、助成を行う。 ●補助額 ・リフォーム - 対象経費の10%(上限10万円) ・太陽光発電システム設置 - 太陽電池モジュール1kwあたり3万円 (リフォームと太陽光発電システム設置の合計の上限10万円) ※町指定の商品券で助成。	商工観光課 商工観光担当	0748-52-6562
38	竜王町	住宅取得費・改修費等補助	若者定住のための住まいの補助金	移住者等が竜王町に定住することを目的に取得した住宅の新築・リフォーム経費および家賃の一部補助。 ●補助額 - 新築 経費の20%以内(上限80万円) - リフォーム 経費の20%以内(上限50万円) - 家賃 最大6ヶ月分の家賃の50%以内(上限20万円)	建設計画課	0748-58-3716
39		家賃補助				

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
40	愛荘町	空き家バンク	空き家情報登録制度	愛荘町空き家情報登録制度に登録された「空き家物件」について、愛荘町に住もうと考え登録されている「利用希望者」と空き家物件の所有者をマッチングする制度。	みらい創生課	0749-29-9046
41		住宅取得費・改修費等補助	住宅省エネ等改修工事補助事業	町内の施工業者を利用して、省エネ等を目的に自宅の修繕・補修工事(住宅リフォーム)などを行う場合に、経費の一部を補助。 ●補助金額 対象工事費の20%(千円未満は切り捨て)で20万円を限度 ●補助の対象となる工事 省エネ等を目的に実施する自宅の修繕・補修工事(住宅リフォーム)	農林商工課	0749-37-8051
42		スズメバチの巣駆除費補助	スズメバチの巣駆除費用補助金	スズメバチの巣駆除に要した費用を補助 ●対象者 町内においてスズメバチが営巣する建物や土地を所有し、管理し、または借用する個人・自治会(事業者除く) ●補助額 駆除に要した費用の1/2(上限1万円)	くらし安全環境課	0749-42-7699
43	豊郷町	住宅取得費・改修費等補助	豊郷町住宅リフォーム等補助金事業	豊郷町内で自ら所有する住宅をリフォームや太陽光発電システムを設置する場合、補助金を交付する。 ●補助額 ・リフォーム 対象経費の1/3(上限20万円) ・太陽光発電システム設置 太陽電池モジュール1kwあたり10万円(上限30万円)	地域整備課	0749-35-8121
44		空き家バンク	空き家・空き地情報バンク	豊郷町に所在する空き家・空き地を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とマッチングできる制度。 豊郷町と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協定を締結し、連携して運営。	企画振興課	0749-35-8112
45		スズメバチの巣駆除費補助	スズメバチの巣駆除費用補助金	スズメバチの巣駆除に要した費用を補助 ●対象者 町内においてスズメバチが営巣する建物や土地を所有し、管理し、または借用する個人・自治会(事業者除く) ●補助額 駆除に要した費用33,000円以内	住民生活課	0749-35-8115

令和2年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
46	甲良町	住宅取得費・改修費等補助	子育て世帯応援住宅等取得事業	新築住宅または建売住宅の取得に直接要する経費を助成。 ●対象者 子育て世帯もしくは若者世帯 ●補助額 対象経費の10%(上限40万円)	建設水道課	0749-38-5068
47			住宅等取得事業	住宅の取得に直接要する経費を助成。 ●対象者 過去2年間に以上甲良町以外の市区町村に住所を有していた者で、転入後2年以内に住宅を取得した者。 ●補助額 対象経費の10%(上限20万円)	建設水道課	0749-38-5068
48			住宅改修事業	補助対象経費が500万円以上の住宅改修に対し助成。 ●補助額 20万円	建設水道課	0749-38-5068
49			子育て世帯空家改修事業	・子育て世帯で甲良町空家バンク制度により、あらたに購入または賃借した住宅で、現に居住の用に供しているもの。 ・耐震基準に適合しているもの。 ●補助金額 対象経費の2/3(上限100万円)	建設水道課	0749-38-5068
50	甲良町	空き家バンク	甲良町空き家バンク	甲良町に所在する空き家売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とマッチングできる制度。 甲良町と小江戸ひこね町屋活用コンソーシアムと協定を締結し、連携して運営。	企画監理課 空き家バンク事務局	0749-38-5061 0749-23-2123
51	多賀町	空き家バンク	空き家・空き地情報バンク	多賀町に所在する空き家・空き地を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とマッチングできる制度。 多賀町と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協定を締結し、連携して運営。	企画課	0749-48-8122